

鏡石町農業委員会定例会議事録

平成29年8月17日鏡石町農業委員会第1回定例会は、鏡石町役場第一会議室に招集された。

記

1. 招 集 公 示 平成29年8月10日（木）
2. 会 期 平成29年8月17日（木） 1日間
3. 開 閉 の 日 時
 開 会 平成29年8月17日（木） 午後 3時00分
 閉 会 平成29年8月17日（木） 午後 3時37分
4. 会 議 場 所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
5. 招 集 委 員
 1 番 円 谷 一 男 君 2 番 鵜 沼 雅 子 君
 3 番 吉 田 章 君 4 番 藤 島 真理子 君
 5 番 稲 田 孝 君 6 番 吉 田 博 君
 7 番 加 藤 己未男 君 8 番 飛 澤 良 男 君
 9 番 菊 地 榮 助 君
6. 出 席 委 員 全 員
7. 欠 席 委 員 な し
8. 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
 事務局長 柳沼 和吉 主任主査 藤野 一
9. 会議に付した事件
 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
 報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

	開 会 午後3時00分
事 務 局	定刻となりましたので第1回の農業委員会を開催いたします。 始めに会長よりご挨拶いただきます。
会 長	皆さんこんにちわ。我々が農業委員となって第一回目の委員会となります。 農業委員の皆様、また、推進委員の方にはお忙しい中ご出席いただき誠にあり がとうございます。本日の議案につきましては、新しい委員会での初認定とな りますが、今までの農業委員会と大体同じ進め方となりますが、これからは推

	進委員の皆様の意見を聞きながら進めていく事となります。皆様にはこれからの3年間の委員会の進行にご協力いただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
事 務 局	それでは議事の進行につきましては、鏡石町農業委員会会議規則によりまして会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。よろしくお願いします。
議 長	それでは、本日の会議を開きます。本日の欠席者は、皆無であります。次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。1番 円谷一男委員、2番 鵜沼雅子委員のご両名を議事録署名委員に指名いたします。それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	それでは議案書の1ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。このことについて、次のとおり許可申請書の提出がありましたので、適否の決定をなすものとする。平成29年8月17日。鏡石町農業委員長菊地榮助。農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明につきましては以上でございます。 暫時休議します。 (休議 15時03分) (開議 15時04分) 休議前に引き続き会議を開きます。
議 長	ただいま、議案第1号について説明が終わりました。それでは始めに地元推進委員より意見を求めます。
吉田推進委員	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、現況調査は8月11日に実施してきました。申請人と面会し、申請内容に間違いがないことを確認しましたので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長	ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑・意見がないようですので、議案第 1 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	挙手全員でございますので、議案第 1 号 農地法第 3 条規定による許可申請について は許可と決定いたしました。 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	それでは議案書の 3 ページをお開きください。議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。このことについて、次のとおり許可申請書の提出がありましたので、適否の決定をなすものとする。平成 2 9 年 8 月 1 7 日、鏡石町農業委員長菊地榮助。 農地区分は、第 2 種農地、都市計画区域外、許可要件を満たしていると考えます。説明につきましては以上でございます。
議 長	ただいまの議案第 2 号について、説明が終わりました。それでは始めに地元推進委員より意見を求めます。
根本推進委員	過日、双方より聞取りを行いました。特に問題はないと思いますので、農業委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 (特になし)
議 長	特に質疑・意見がないようですので、議案第 2 号について許可する事に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	挙手全員でございますので、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による

	許可申請については許可と決定いたしました。
	次に議案第３号 農地地用集積計画に対する意見の決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の５ページをお開きください。議案第３号 農用地地用集積計画に対する意見の決定について、農業経営基盤強化整備促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められましたので、利用権の設定等を受けるものに係る資格の適否の決定をなすものとする。平成２９年８月１７日、鏡石町農業委員長菊地榮助。説明につきましては以上でございます。
議長	ただいまの議案第３号について一括して事務局の朗読説明が終わりました。議案第３号について質疑、意見等ありませんか。
	(特になし)
議長	質疑・意見がないようですので、議案第３号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第３号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画書のとおりこれを承認することに決定いたしました。
	次に、報告第１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の１１ページをお開きください。報告第１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、このことについて、次のとおり農地転用届出があり、受理しましたので報告します。平成２９年８月１７日。鏡石町農業委員長、菊地榮助。説明につきましては以上でございます。
議長	ただいま、報告第１号について、説明が終わりました。報告第１号につきまして、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご意見ご異議がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたし

ました。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の12ページをお開きください。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、このことについて、次のとおり農地転用届出の提出があり、受理しましたので報告します。平成29年8月17日、鏡石町農業委員長、菊地榮助。説明につきましては以上でございます。

議長 ただ今、報告第2号について事務局の説明が終わりました。報告第2号について、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご意見ご異議がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員の皆さんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 無いようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第1回定例会を閉会といたします。

閉 会 午後 3時37分